

独立行政法人日本貿易振興機構 第三期中期目標

平成23年3月

經濟産業省

独立行政法人日本貿易振興機構 第三期中期目標 目次

前文	1
1. 中期目標の期間	2
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	2
○中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援	2
(イ) 輸出促進	2
(ロ) 海外進出・在外企業支援	2
(ハ) 海外ビジネス情報提供	3
○対日投資促進	3
○アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等	3
(イ) 調査・研究	3
(ロ) 途上国のビジネス開発支援	4
(ハ) 情報発信	4
3. 業務運営の効率化に関する事項	4
(1) 効率化目標の設定及び給与水準の適正化等	4
(2) 費用対効果の分析への取組み	5
(3) 柔軟かつ機動的な組織運営	5
(4) 民間委託（外部委託）の拡大等	6
(5) 随意契約の見直し	6
(6) 業務システムの最適化	6
4. 財務内容の改善に関する事項	7
(1) 自己収入拡大への取組み	7
(2) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	7
(3) 資産の有効活用等に係る見直し	7
5. その他業務運営に関する事項	7
(1) 施設・設備に関する計画	7
(2) 人事に関する計画	7

前 文

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本貿易振興機構法第3条にあるとおり、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、これらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的として、2003年10月に設立された。

この目的を実現するため、機構の有する70余の海外事務所、38カ所の国内事務所、アジア経済研究所の広範なネットワークを活用し、非営利・中立的な立場での情報収集及び確度の高い情報分析を行い、政府及び我が国企業に対する適時、適切な情報の提供、調査・研究、貿易投資相談、展示会出展支援、ミッション派遣、招聘などさまざまな事業ツールを総合的に駆使し、国際的にも信頼を得、評価を確立している貿易投資振興の専門機関としての総合力を最大限に発揮しつつ、中小企業をはじめとする日本企業や地域のニーズに的確に対応すること、これが機構の基本的な役割である。

第1期中期目標期間（平成15年度～平成18年度）及び第2期中期目標期間（平成19年度～平成22年度）を終了し、改めて日本経済を取り巻く現状に目を向けると、企業が国境を越え利潤最大化を行う行動は、東アジアを中心に世界レベルで産業立地を変化させている。国内では高度技術が必要な生産・研究開発機能や本社・サービス機能に集中する一方で、多くの生産工程が海外に移転されてきた。この結果、地域の産業集積が崩れ、中小企業が影響を受けている。また、人口増加は地方都市を発展させる力として作用してきたが、90年代から始まった少子化が地方都市を衰退させる力として作用を始めている。ここにリーマン・ショックに始まる100年に一度とも言われる世界同時不況やその後続く欧州などの金融不安が加わり、中小企業と地域産業の存続に重大な影響を与えている。

そうした中で、世界では地球環境問題など資源環境制約の高まりから環境・エネルギー分野の成長が見込まれるほか、高速鉄道などインフラ・プラントの需要が増大し、東アジアを中心とする新興国市場におけるボリュームゾーンやBOPビジネスの需要拡大も見込まれている。日本経済の再活性化のためには、そうした需要をいかに我が国経済の発展に結び付けていくかという視点が非常に重要である。

また、新興国のみならず、世界同時不況の震源地である米国はその不況から復活の兆しを見せ、引き続き、所得水準が高く、高付加価値の製品・サービスへの需要が大きい欧米等先進国も重要な市場である。

さらに、日本経済活性化のためには、海外からの高付加価値機能など新しい要素を呼び込み、「グローバル化の進展」と「国内雇用」を発展的に両立していかななくてはならない。このため、対日投資を促進し、地域経済の活性化、アジアの中核拠点としての地位確立などを図っていくことが不可欠である。

上記日本経済、日本企業を取り巻く厳しい現状に鑑みれば、機構の今日的な役割は、日本企業・経済の国際化を支える基礎的なインフラ（社会基盤）として、日本企業の国際展開や海外からの高付加価値機能などの呼び込みを支援すること等により、我が国企業、各地域のグローバル化を一体的に進展させて、地域経済の再生、日本経済の再活性化、資源の安定供給確保等に貢献することである。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年とする。

2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

機構においては、国の政策ニーズや、前述したような日本経済の現状と新興国市場の成長を踏まえて、中小企業を中心とする日本企業の海外展開を積極的に支援するとともに、海外からの高付加価値機能など新しい要素を呼び込み、「グローバル化の進展」と「国内雇用」を発展的に両立していくことで日本経済を活性化させるとの考えに立ち、以下の事業を重点的に実施するものとする。

○ 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援

前述のとおり、アジア等新興国市場や欧米等先進国市場を想定し、海外展開により多くのコストとリスク負担を強いられる中小企業を中心に、日本企業の海外展開を強力に支援する。その際、機構のサービスを多くの企業に活用してもらえるよう、事業の重複や役割分担について検証・整理しつつ、地域の自治体、経済団体、中小企業基盤整備機構等他法人等との連携強化や協力を図りながら、サービスの普及促進を強化する。

（イ） 輸出促進

まずは、マーケット情報の提供、展示会への出展支援等を通じて中小企業産品、農林水産品・食品、クリエイティブ産業等の海外販路の開拓を支援し、輸出の促進を図る。また、インフラ・プラント、環境・省エネ機器の輸出を支援する。

（ロ） 海外進出・在外企業支援

更なる海外販路の拡大などのために海外進出を模索する企業に対しては、投資環境に関する情報提供、ビジネス拠点設立に向けての個別支援等により、その円滑化を図る。

在外企業支援については、在外公館や現地日本商工会議所等と協力し、在外企業の

事業環境整備において相手国の関係当局等との間で主体的な役割を果たすほか、第三国へのビジネス展開も含めた経営上の課題に関する情報提供、個別相談や、国際ビジネスのルールやスタンダード作りへの関与など、相手国とも協調しつつ取り組む。さらに、我が国政府及び現地政府と協力して日本企業の知的財産保護を推進する。

(ハ) 海外ビジネス情報提供

機構の有する70余の海外事務所、38カ所の国内事務所、アジア経済研究所の広範なネットワークを活用し、非営利・中立的な立場での情報収集及び確度の高い情報分析を行い、我が国企業等に対する適時、適切な情報の提供、調査・研究、貿易投資相談を行う。

○ 対日投資促進

日本経済を活性化するため、対日投資を促進する。海外からのビジネス拠点や高付加価値機能の呼び込みを中心に、雇用維持・創出効果、アジア拠点化への貢献、内需拡大等の面で経済波及効果が高い案件に重点化するなど、より効果的な事業実施を図る。

また、対日投資ビジネスサポートセンターについては、自治体との連携強化による情報提供内容の充実等、ワンストップサービス機能のさらなる向上と利用促進を図りつつ、受益者負担の可能性を検討するとともに規模の見直しを行い効率化を図った上で、入居率が改善しないものは廃止する。

○ アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等

(イ) 調査・研究

日本企業のアジア等におけるビジネス環境の改善のため、機構の有する国内外のネットワークを最大限活用し、民間研究会の実施等を行い、二国間のみならず多国間の経済連携協定（EPA）の形成を支援し、その活用促進を図る。

EPAなどの通商・貿易政策、アジア等の経済統合に資する研究などアジア経済研究所の行う地域研究・開発研究と本部が行う海外調査が一体となって生み出される知見を国際ビジネスに繋げるべく、リソースの相互活用など効率的・効果的な調査・研究体制を強化する。

また、東アジアの経済統合の促進のために設立された東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）における研究の支援を行うとともに、アジアのインフラ整備、内需拡大に向けた環境整備に協力する。

(ロ) 途上国のビジネス開発支援

国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（EPAに基づき相手国に対して行う専門家派遣、資源国を含む産業協力事業、TICADⅣのフォローアップ等）に特化し、それ以外の事業は原則実施しない。

(ハ) 情報発信

機構は諸外国においても政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着している。こうした評価を活用して、諸外国に幅広い人脈を形成し、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを海外に発信する。また、国際博覧会への日本政府参加（ナショナルプロジェクト）を積極的に支援する。

3. 業務運営の効率化に関する事項

限られた資源を有効に活用するという観点から、それぞれの業務に対応するわかりやすく、説得性のある明確なアウトカム指標を設定し、また、一般管理費等については国民の視点から経費節減の余地がないか、また、これまでの効率化を検証し具体的な目標を設定したうえで適切な見直しを行うなどPDCAサイクルに基づく業務改善、サービス利用者のニーズのよりの確な把握、サービス非利用者へのアプローチ（機構の行っている取組への理解促進及び周知）を通じた業務改善と利用者の拡大等を図りながら、以下の取組を進めていく。

国の政策の実施機関である独立行政法人としての役割に留意しながら、国内外の広範なネットワークとさまざまな事業ツールを有する機構ならではの強み、専門性を発揮できる事業に重点化し積極的に展開する。

(1) 効率化目標の設定及び給与水準の適正化等

運営費交付金を充当して行う業務については、第三期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図るものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）」を踏まえた人件費改革を平成23年度まで継続するとともに、24年度以降については政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。

(2) 費用対効果の分析への取組み

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげる。

(3) 柔軟かつ機動的な組織運営

本部及びアジア経済研究所、国内事務所、海外事務所間における情報の円滑な流通・有機的連携の向上に努める。

なお、組織運営にあたっては、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の充実・強化を図る。

事業の重点の変化に対応した効果的な組織体制を構築する。ニーズ拾い上げ対応型の事業展開にふさわしい組織体制、部門間連携のあり方、環境・エネルギー、インフラ・プラント、クリエイティブ産業など新しい分野に対応した組織体制を検討する。

また、アジア経済研究所との統合によるシナジー効果を業務運営の実態等も含めて一層明確にするとともに効果の検証を行い、効率化を図りつつ効果を高めるための取組を積極的に行う。

国内・海外の広範なネットワークを活用し、国内地域の情報・ニーズを海外に、海外の情報・ニーズを国内地域に的確に提供するシームレスなサービス提供が引き続き重要である。

国内事務所のネットワークについては、ワンストップサービス機能を充実させていくとともに、地域の要望、実情に合わせ、人員、機能などに濃淡をつけた配置や同一市内に設置されている8か所の中小機構の支部との共用化等、施設の効率的利用の可能性を検討する。

海外ネットワークについては、東アジア地域への重点化や海外事務所ネットワーク能力の強化を引き続き図るとともに、新興国における市場、新たな分野となる環境・エネルギー、BOPビジネスなどあらゆる角度から俯瞰した配置を行うとともに、地域及び業務を統括する中核的機能を強化し、地域内の連携強化、業務効率性の向上、適材適所での人員の配置を図る。

また、海外事務所ごとの設置の必要性について検討するとともに、他法人との連携促進や事務所の共用化等施設の効率的利用の余地について関係府省間において検討する。

(4) 民間委託（外部委託）の拡大等

人事・給与等、物品調達などの各業務については、情報システムの統一化を進めるとともに、積極的に外部委託を図る。また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る。

(5) 随意契約の見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付閣議決定）を踏まえ、随意契約、一者応札・応募の改善方策等につき、十分な改善が行われているか検証・点検し、見直しを行い、引き続き、業務運営の効率化を図るものとする。

(6) 業務システムの最適化

国内地域の現場ニーズを海外での事業に円滑につなぎ、海外の現場情報を的確に国内地域につなぐシームレスで継続的な支援を実施するため、情報提供や貿易相談、商談支援まで一貫したツールを活用してビジネスソリューションを提供することにより、より具体的な成果が生まれるようサポートを強化していく。

例えば、貿易相談に来た企業やミッションに参加した企業に関心地域のセミナーの案内を送ったり、展示会に参加した企業にさらにその後の商談支援、ビジネス展開支援を行ったり、国内事務所の把握した中小企業のニーズを海外事務所につなげるなど、顧客の多様なニーズを積極的に拾い上げ、内外のネットワークを活用しながら、調査、貿易相談から商談成約までの確にサービスを提供する。そのための統一的な顧客管理システムの構築や各事業部の連携方策、事業実施のあり方を検討する。

また、そうした企業へのサービス提供の過程で得られた知識、経験を公共財として他の企業のケースにも応用できるよう、ホームページ等も活用して適切かつ効果的な情報提供を行う。

利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、分析及び体系的整理を行うとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する取組を行い、業務・システムの最適化をPDCAサイクルに基づき継続的に実施する。

4. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。その他、以下の取組みを行う。

(1) 自己収入拡大への取組み

第一期及び第二期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、今般の行政改革の主旨を踏まえ、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定の上、前中期目標及び前々中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。具体的には各種事業やメンバーズ制度における受益者負担のあり方について見直しを行う。

(2) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

(3) 資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表とともに、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

5. その他業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

なし。

(2) 人事に関する計画

上記目標の達成に向けて効率的かつ効果的な業務運営を実施するための体制整備及び

職員の能力の更なる向上を図る。